



⇒ 18

御書付控（毛利家文庫40法令160）

記録・記憶 ③

藩の法令を「集める」

《まことに暗夜を行く如く・・・》

明和7年（1770）8月、萩藩の重職である当職毛利就禎は、国元の藩役人たちに対し、執務に不統一が生じないよう、過去の法令通達類、先例に基づいて行うよう指示しています（40法令160「御書付控」）。

しかし実際には、役人たちは膨大な過去の法令通達類を前に、どれを先例とすべきか迷うような状況がありました。そうした状況は、あたかも「暗闇の夜中を進むようなものだ」とも表現されていました（『蔵櫃録』『萩市郷土博物館叢書』第2集）。

このため藩庁では、必要な時、必要な法令通達を探し出せるようにしておくことが大きな課題でした。そのひとつの解決策が、過去の法令通達類を「集めた」法令集の作成です。以下、各役所で作成された主要な法令集について紹介します（すべて毛利家文庫）。

《御書付控》（40法令160）

～当職所で作成された法令集～

萩藩の当職所は、国元の民政・財政を統括した重職、当職に付属した役所です。中枢役所である当職所からは、民政を直接担当した郡奉行および代官、ならびに藩内諸役所に対して法令通達類が数多く出されました。

それらのうち、必要なものについて年代順にまとめたものが「御書付控」です。正徳3年～慶応2年（1713～1866）のもの46冊が残されています（内1冊は目録）。

収録されている法令通達類には、以下で紹介する郡奉行所や代官所で作成された法令集と内容が重複するものもありますが、一方で、他の役所・役人に死てた業務上の指示や、役人の服務規範に関するものなど、この法令集にしかない内容も数多く収録されています。



活字化されている
萩藩の法令集

紹介した法令集のうち、「四冊御書付」は、当館発行『萩藩四冊御書附』（昭和37）で全文翻刻しています。「二十八冊御書付」「御書付其外後規要集」は当館発行『山口県史料 近世編 法制上・下』（昭和51-52年）で翻刻していますが、すべては収録されていません。

なお、近世前期の萩藩の主要法令は、『山口県史料編』近世2（平成17）で網羅的に収集、翻刻されています。

《二十八冊御書付》（40法令135）

～郡奉行所で作成された法令集（1）～

「二十八冊御書付」は、慶安5年～延享元年（1652～1744）の法令通達類や一件記録を、「大公儀御書付」「郡中作法」「諸山事」「諸出入裁許」など39の主題別にまとめた記録です。全28冊で構成されることからその名がついていますが、作成当初は27冊で、明和期（18C後期）ころに1冊追加され、28冊でひとまとまりとなったようです。

延享4年（1747）、郡奉行長沼九郎右衛門は代官に対し、代官業務に関わる法令類が膨大になっているので、法令類を編年順にまとめた記録を作成しておくように命じています（「御書付其外後規要集」）。「二十八冊御書付」は、そのような状況をふまえ、郡奉行所みずからが、同役所で保存する文書記録をもとに編さんした法令集と考えられるものです。

《諸御書付》（40法令137・138）

～郡奉行所で作成された法令集（2）～

「二十八冊御書付」編さんから約50年後、文化4年（1807）9月から翌年にかけて、郡奉行所で大規模な文書整理が実施され、それにあわせて法令集の編さんも行われました。「諸御書付」巻1～18がこれにあたります。その内容は、18世紀半ば、延享年間以後の法令通達類であり、「郡中御仕法」「寺社家御書付」「出入裁許」「大公儀御書付」など主題別にまとめられた巻と、いずれの項目にも属さない通達を集めた巻で構成されています。「二十八冊御書付」の続編にあたります。

郡奉行所は、これ以降10～20年間隔で「諸御書付」を編さんしました。以後の巻はすべて編年形式です。最終的に、安政3～5年分の法令類を収録する巻30と嘉永元年～安政5年分の「大公儀御書付」が編さんされました。現在、本編34冊、目録2冊が残されています。

《四冊御書付》（40法令55）

～藩政後期、地方支配の基本となった法令集～

明和8年（1771）3月、当職毛利就楨から各代官へ配布された法令集です。4冊で構成されることからその名が付いています。巻1は万治制法に含まれる法令をはじめとして、「御政道根源之分」と称される法令類、巻2には旅人病人継送りに関する明和4年の幕令や領内寺社に対する法令、巻3には主に年貢や郡村費に関する法令類が収録されています。巻4は、それまで当職から発給された法令から必要部分を抽出し107ヶ条にまとめたものです。藩政後半期、「四冊御書付」は「地方御書付

之根元」とも称され、幕末にいたるまで萩藩の地方（じかた＝農村部）支配の基本法令集として用いられました。大庄屋や庄屋を務めた家の文書にも残されています。

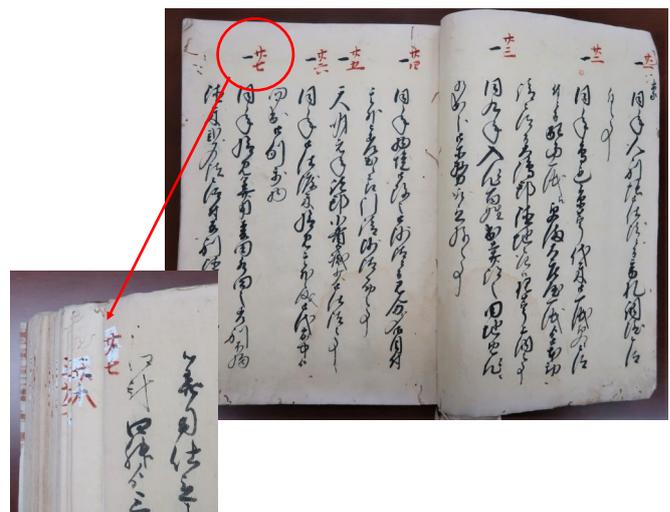
萩藩は宝暦11～14年（1761～64）に宝暦検地を行い、地方支配の立て直しを図ります。それに伴い法令の整備、業務の合理化、マニュアル化が進められました。「四冊御書付」編さんはその一環として行われたものです。

《御書付其外後規要集》（40法令159）

～代官所自らが編さんした法令集～

19世紀に入ると、代官所が自らの宰判業務に必要な法令通達類や先例となる文書をまとめるケースがありました。その代表例が吉田代官所が編さんした「御書付其外後規要集」です。文化6年（1809）ごろ最初に編さんされた12冊は、「大公儀御書付類」「破難船事」「寺社一卷」「山方一件」「諸取捌事」などの主題別にまとめられています。単なる法令集というより、代官業務の先例集ともいえるべき内容です。吉田代官所は以後も3～7年周期で続編を編さんしました。その回数は6回もしくは7回におよび、天保11年（1840、もしくは同14年）までに計25冊を完成させています（現在残るのは23冊）。ちなみに、2回目以降は主題別ではなく編年形式で編さんされています。

山口代官所では、天保7年（1836）に吉田代官所の「御書付其外後規要集」を参考に「御書付其外後規物集」を編さんしています（山口小郡宰判記録）。その他の代官所でも同様に法令集編さんが行われた可能性があります。



各法令集は、検索の便を考慮して、冊子冒頭に目録と掲載頁番号を記しています（写真右）。該当頁上部には目印の番号が記されています（写真左）。